

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 債権差
押処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成31年3月28日棄却・不受理・確定

(控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年9月28日判決、本資料2
68号-93・順号13198)

(第一審・大分地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成30年3月30日判決、本資料2
68号-32・順号13137)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	瀬戸 久夫
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	市本 大輔

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成31年3月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 深山 卓也

裁判官 池上 政幸

裁判官 小池 裕

裁判官 木澤 克之

裁判官 山口 厚

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。